

9 生徒会規程

第1章 生徒会規約

第1節 総 則

- 第1条 本会は北海道札幌西陵高等学校生徒会と称し、本校在籍生徒全員をもって構成する。
- 第2条 会員は、本会則を尊重すると共に前文の精神を自ら実践し、学校生活を充実向上させるため積極的に参加する。

第2節 組 織

- 第3条 本会は前章の目的達成のため、次の組織をおく。
- (1) 代議員会
 - (2) 拡大代議員会
 - (3) 生徒会執行部
 - (4) 常任委員会
 - (5) 議長団
 - (6) 部局長会議
 - (7) 選挙管理委員会
 - (8) 監査
- 第4条 本会は第3条の組織のほかに、生徒会執行部が必要と認めた場合、代議員会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

1 代議員会

- 第5条 代議員会は、生徒会執行部、各ホームルームの委員長、副委員長で構成される。
- 第6条 本会は執行部役員およびその他の関係組織の委員長が出席し、議題の提案及び理由を説明する。
- 第7条 代議員は、各ホームルームで審議された議題についてはホームルームの意見を代表し、拡大代議員会における審議・議決内容についてホームルームに報告しなければならない。
- 第8条 本会は、次の場合には、臨時に開催することができる。
- (1) 生徒会執行部の要求があるとき
 - (2) 代議員の3分の1以上の要求があるとき
- 第9条 本会は、生徒会執行部が召招集する。ただし、運営・議決の方法は議事運営規程による。

2 拡大代議員会

- 第10条 拡大代議員会は生徒会執行部、各ホームルームの委員長、副委員長及び部局長で構成され、本会の最高議決機関である。
- 第11条 拡大代議員会は代議員会で提案された事項の審議、承認を行う。
- 第12条 拡大代議員会においては議長団が議事を司る。
- 第13条 拡大代議員会は生徒会長が招集し、拡大代議員会の議長は原則として拡大代議員会開催の1週間前までに審議、承認事項を全会員に公示しなければならない。
- 第14条 第11条の議事運営は議事運営規則による。

第15条 拡大代議員会は定例年1回とし、その議題は次の事項とする。

- (1) 年間活動計画に関する事項
- (2) 予算・決算及び会計の監査に関する事項
- (3) 部・同好会の改廃・新設に関する事項
- (4) その他の事項

第16条 代議員は本会の運営の監査及び会計監査をする。

3 生徒会執行部

第17条 生徒会執行部として次の役員をおく。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 2 名 |
| (3) 書 記 | 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 文化委員長 | 1 名 |
| (6) 体育委員長 | 1 名 |
| (7) 生活安全委員長 | 1 名 |
| (8) 美化保健委員長 | 1 名 |

第18条 文化委員長、体育委員長、生活安全委員長、美化保健委員長は常任委員長とする。

第19条 会長、副会長、書記、会計、および常任委員長は、立候補による全会員の選挙によって選ばれる。任命は校長が行う。

第20条 会長は本会を代表し、生徒会執行部を統括すると共に、本会の活動を円滑に運営するため各組織との連携を密にし、活動全般にわたって企画立案および執行する任にあたる。

第21条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任を代行する。

第22条 書記は、本会の記録、文書の取り扱いの責任者であり、各委員会の委員長と連絡調整にあたる。

第23条 会計は、本会の経理を担当する。

第24条 執行部役員会は会長が招集する。

4 常任委員会

第25条 常任委員会は、次のとおりとする。

- (1) 生活安全委員会－学校内における会員の生活規律の維持向上に努める。
また、会員の安全に関する活動の企画運営にあたる。
- (2) 美化保健委員会－学校内の生活環境の美化、整備にあたる。
また、会員の健康管理や健康に関する活動にあたる。
- (3) 文化委員会－会における文化的活動及び行事（西陵祭・生徒会機関誌）企画運営にあたる。
- (4) 体育委員会－会における体育的活動及び行事（西陵大会）の企画運営にあたる。

第26条 各常任委員会は、各ホームルームから選ばれた委員2名より構成され、次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1 名 |
| (2) 副委員長 | 1 名 |
| (3) 書 記 | 1 名 |

第27条 本委員会の委員長は会務の執行にあたり、具体的内容を、責任を持って協議し、会長・執行部との連絡を常にとりながら運営にあたる。

第28条 副委員長は委員長を補佐し、記録ならびに文書を取り扱う。

第29条 各常任委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集する。

5 議長団

- 第30条 議長団は、各ホームルームの議長の中から選出し、計3名で構成される。
第31条 議長団は互選により議長1名、副議長1名、書記1名を決定する。
第32条 議長団は、拡大代議員会の議事を司り、議事録の整理にあたる。
第33条 議事運営規程は別に定める。

6 部局長会議

- 第34条 本会議は、各局・各部の代表者1名をもって構成される。
第35条 本会議は次の事項を提案する。
（1）状況の調査および連絡調整
（2）予算・決算に関する事項
（3）その他、局・部・同好会に関する事項

7 選挙管理委員会

- 第36条 本委員会は各ホームルームより選出された1名によって構成される。
第37条 本委員会には、委員の互選により次の役員をおく。
（1）委員長 1名
（2）副委員長 1名
（3）書記 1名
第38条 本委員会は、会長、副会長、書記、会計、および各常任委員長の選挙を管理することを目的とする。
第39条 本委員会は次の業務をおこなう。
（1）選挙日程および要項の公示
（2）立候補者の受付と公示
（3）立会演説会の開催
（4）投票、開票の管理および処置
（5）選挙違反の防止および処置
第40条 選挙規程は別に定める。

第3節 任 期

- 第41条 各委員の任期は次の通りとする。
（1）生徒会執行部は10月1日より翌年の9月30日までとする。
（2）議長団、選挙管理委員会は4月1日より翌年の3月31日までとする。
（3）各常任委員は4月1日から9月30日まで、10月1日から3月31日までの2期制とする。
第42条 第41条の各委員は、他の委員を兼任できない。

第4節 会 計

- 第43条 本会の活動に必要な諸経費は、入会金、会費、事業収入によってまかなうものとする。
第44条 会員は毎月定められた会費を納入しなければならない。
第45条 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

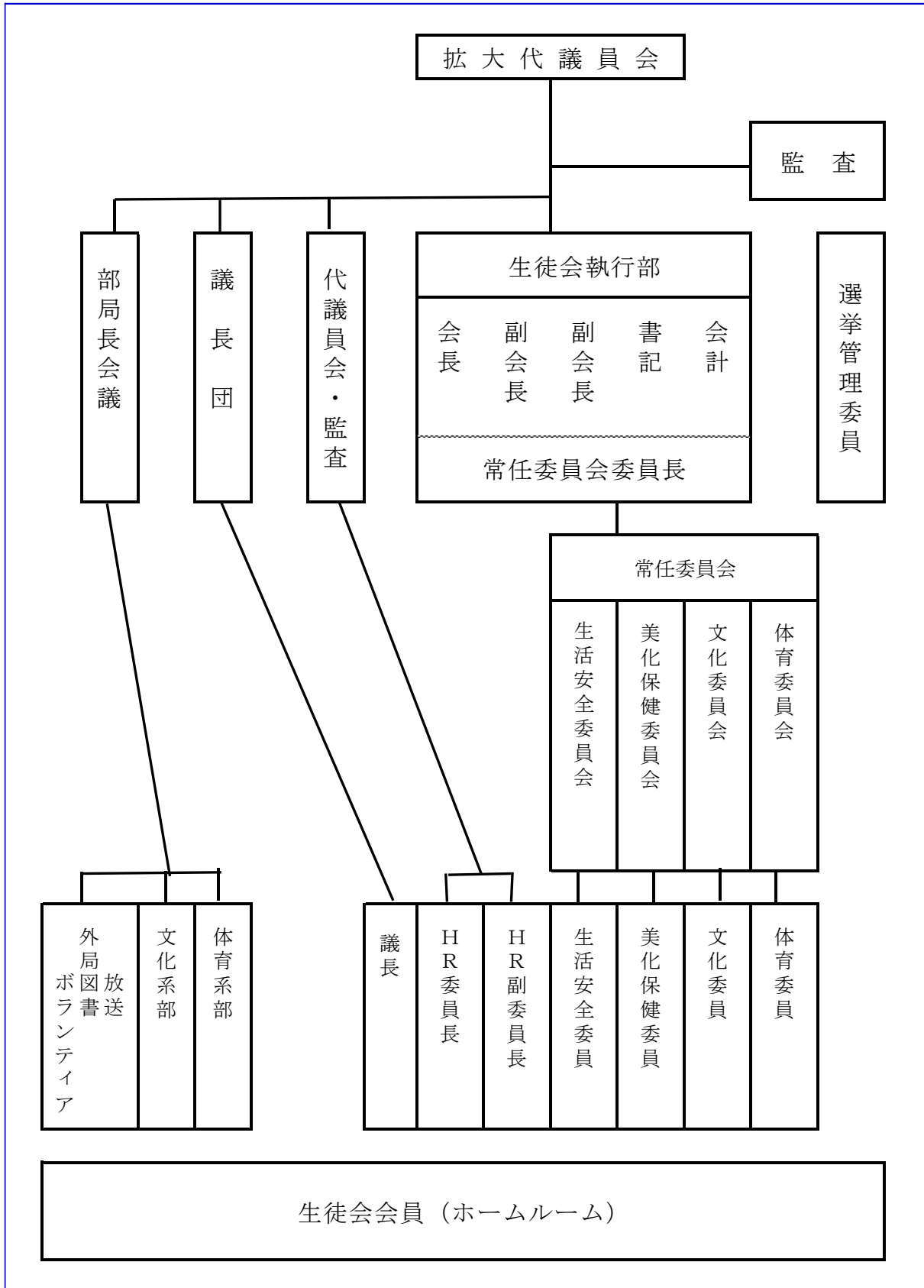
第5節 改 正

- 第46条 本会の会則は拡大代議員で審議し、の3分の2以上の賛成で承認する。

第6節 附 則

第47条 本会の規約は、令和8年4月1日より施行する。

(生徒会組織図)



第2章 議事運営規程

第1節 総 則

- 第1条 規程は、北海道札幌西陵高等学校生徒会議事運営規程と称する。
第2条 本規程は、拡大代議員会および代議員会において円滑に議事運営がおこなわれることを目的とし、生徒会規約第2章第5節第33条に基づいてこれを規定する。

第2節 招 集

1 代議員会

- 第3条 代議員会は、生徒会規約第2章第1節第9条に基づいて開催される

2 拡大代議員会

- 第4条 拡大代議員会は、生徒会規約第2章第2節第13条に基づいて開催する。

第3節 会 の 成 立

1 代議員会

- 第5条 代議員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。
第6条 代議員会への代理人の出席は、生徒会規約第2章第1節第5条に基づき原則として認めない。

2 拡大代議員会

- 第7条 拡大代議員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。

第4節 案 件 提 出

1 代議員会

- 第8条 代議員会への案件提出は、原則として文書を持ってなされる。

2 拡大代議員会

- 第9条 拡大代議員会への案件提出は、事前に文書を持ってなされる。

第5章 議 長 団

- 第10条 生徒会会則第2章第5節第31条により構成される。
第11条 議長は、議場の秩序維持および円滑な議事進行を図らなければならない。
第12条 議長は前項に基づき次の権限を有する。
（1）議事の順序を決定する権限
（2）議場の秩序維持および議事進行を阻害する者に注意を与え、従わない者には、退場を命ずる権限
（3）議事整理上必要と認めた場合、発言を制する権限
第13条 副議長は、議長を補佐する。
第14条 書記は、会議における議事を正確に記録し、会議終了前に承認事項および議決事項を明示する。また、会議終了後に議事録を生徒会執行部書記に提出する。

第15条 議事録には、次の事項が記載されていなければならない。

- (1) 会議の種類
- (2) 開催年月日
- (3) 議長・副議長氏名、出席者数（学年、組別）
- (4) 議題
- (5) 発言者の学年・組・発言事項
- (6) 表決、結果、承認及び議決事項
- (7) その他書記が必要と認めた事項

第16条 議長団は厳正中立を守り、議案に対する発言および表決権を有しない。

第6節 発 言

第17条 発言は挙手し、議長の許可を得て初めて行われる。

第18条 発言は起立し、学年・組・氏名を述べて行う。

第7節 承認および議決

第19条 拡大代議員会は、生徒会規約第2章第2節第15条の事項を挙手による表決で、出席者の過半数の賛成をもってこれを承認する。ただし、生徒会執行部は発言権を有するが、表決権は有しない。

第20条 前条の表決の結果、賛否同数の場合ならびに不承認の場合、議長は議事録をもって代議員会に差し戻す。この場合の最終決定は、代議員会とする。

第8節 改 正

第21条 本規程の改正は、拡大代議員会で審議し、出席者の3分の2以上の賛成で決定する。

第9章 附 則

第22条 本規程は、令和8年4月1日より施行する。

第3章 選挙規程

第1節 総 則

- 第1条 本規程は、北海道札幌西陵高等学校生徒会選挙規程と称する。
第2条 本規程は、本会の会長、副会長、書記、会計、および各常任委員長の選挙について定めるものとする。

第2節 選挙権・被選挙権

- 第3条 選挙権は、全会員が有する。
第4条 被選挙権は、選挙管理委員を除く全会員が有する。

第3節 選挙管理委員会

- 第5条 選挙管理委員会は、次の事業を行う。
(1) 生徒会会則 第2章第7節第39条に定める事項
(2) 投票日、投票方法の決定
(3) 立候補届けの発行
(4) 立会演説会の司会
(5) その他選挙管理事務

第4節 立 候 補

- 第6条 立候補者は、立候補届出書に責任者の連署および必要事項を記載の上、選挙公示後1週間以内に選挙管理委員会に提出しなければならない。
第7条 選挙管理委員会は、立候補届出書を受け次第公示しなければならない。
第8条 立候補締切日までに立候補者がいない場合は、期間を延長することができる。
第9条 立候補者が立候補を取り消す場合は、投票日の3日前までに選挙管理委員会にその旨を届けなければならない。

第5節 選 挙 運 動

- 第10条 運動期間は、立候補届出時から投票日までとする。
第11条 選挙運動は、立会演説会、ポスター、その他選挙管理委員会で承認した方法で行う。
第12条 選挙運動の禁止行為を次のように定める。
(1) 選挙管理委員の選挙運動
(2) 授業中の選挙運動
(3) 他の立候補者の名誉を侵害する言動
(4) 校外での選挙運動
(5) 金品、暴力を伴う運動
(6) 指定箇所以外にポスターを掲示すること
(7) その他選挙管理委員会で不正と認めた事項

- 第13条 ポスターは、次のように規定する。
- (1) 用紙は、選挙管理委員会の指定した物を用いる。
 - (2) ポスターには、選挙管理委員会の承認印を必要とする。
 - (3) 掲示場所は、選挙管理委員会が指定する。
- 第14条 選挙違反の確認は、選挙管理委員会が行う。

第6節 投 票

- 第15条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成したものをを用いる。
- 第16条 立候補者が1名のみの場合には、信任投票を行う。
- 第17条 投票は、選挙管理委員会立ち会いのもとに行う。

第7節 開 票

- 第18条 開票は、投票が終わり次第候補者立ち会いのもとに、選挙管理委員会が行う。
- 第19条 次の投票は無効とする。
- (1) 正規の投票用紙を用いない場合
 - (2) 規定の方法によらない場合
 - (3) 白票投票の場合
 - (4) その他選挙管理委員会が無効と認めた場合
- 第20条 記入した投票用紙は半年間保管しなければならない。

第8節 当 選

- 第21条 有効投票の過半数の支持、または信任を受けた者は当選とする。
- 第22条 立候補が複数人あった場合、最も得票した者を当選とする。
- 第23条 選挙管理委員会は、当選者が決まり次第公示する。

第9章 改 正

- 第24条 本規程の改正は、拡大代議員会で審議し、出席者の3分の2以上の賛成で決定する。

第10節 附 則

- 第25条 本規程は、令和8年4月1日より施行する。

第4章 部・同好会規程

前 文

本校の部活動は、それぞれの分野において、健全な趣味と教養を豊かにすると共に、お互いに協力、研究して、団体の一員としての責任を自覚し、たくましい身体と豊かな心、高い知性と強い意志を育てることを目的とする。

(入部・退部)

第 1 条

入部・退部には所定の手続きを必要とする。

(部)

第 2 条 総 則

- (1) 生徒会会計に部活動費が措置される。
 - (2) 「対外行事参加規程」により対外行事の参加が認められる。
 - (3) 合宿練習は「合宿規程」により認められる。
 - (4) 活動場所の割当てがなされる。ただし、時期により変更されることがあり、休業中の活動は別に定められる。
 - (5) 活動時間は、定められた時間内とし、時間の延長は所定の手続きで事前に届出、許可を得なければならない。
 - (6) 部の備品等の管理・保管・整理・整頓の責務を負う。
 - (7) 高体連主催の大会に出場する部活動は高体連災害補償に加入する。
(同好会も同様)
 - (8) 勧誘ポスター (同好会も同様)
 - ア 各部で作成し、顧問の確認の上、生徒会長印を必要とする。
 - イ 所定の場所及び所定の期間内の掲示が認められる。
 - (9) 入部届・退部届は、担任経由で顧問に提出する (同好会も同じ。)
- 2 部設立は次のように規定する。
- (1) 指導顧問 (ただし本校教員であること) が配置されること。
 - (2) 部員が原則として大会等に、出場可能な人数を有し、部の活動が本校の教育目標に合致していると認められること。
 - (3) 同好会となる条件を満たしてから最低1年以上、同好会としての活動が活発であること。
 - (4) 拡大代議員会で審議され、校長の承認を得たものであること。
- 3 部員不足による部の休部・廃部は次の通り規定する。
- (1) 部員が0人になった場合は休部とし、残った部局活動費は使用できない。
 - (2) 次年度新入部員が入部しなかった場合は休部を継続し、当該年度も休部状態が続いた場合、翌年の拡大代議委員会の審議を持って廃部とする。
- 4 次のような場合は、年度途中であっても拡大代議員会で審議し、校長の承認を得れば、部は同好会への降格又は廃部となる。
- (1) 部員数減少等による活動不能、または1年以上活動がないとき。
 - (2) 部活動の目的に反したとき。

(同好会)

第 3 条 総 則

- (1) 生徒会会計に活動費の予算措置がされない。
- (2) 対外行事の参加は認められる。
- (3) 活動場所は割り当てられる。

2 同好会設立条件

- (1) 指導顧問（ただし本校教員であること）が配置されること。
- (2) 会員が活動可能な人数を有し、目的が本校の教育目標に合致していること。
- (3) 拡大代議員会で審議され、校長の承認を得たものであること。

3 部への昇格

- (1) 部の条件が満たされ、活動が活発であること。
- (2) 年度途中の昇格はない。拡大代議員会で審議され校長の承認を得たものであること。

4 同好会の廃会

第2条、第3項、部の休部・廃部に準じる。

(附則)

第 4 条 本規程は、令和8年4月1日より施行する。